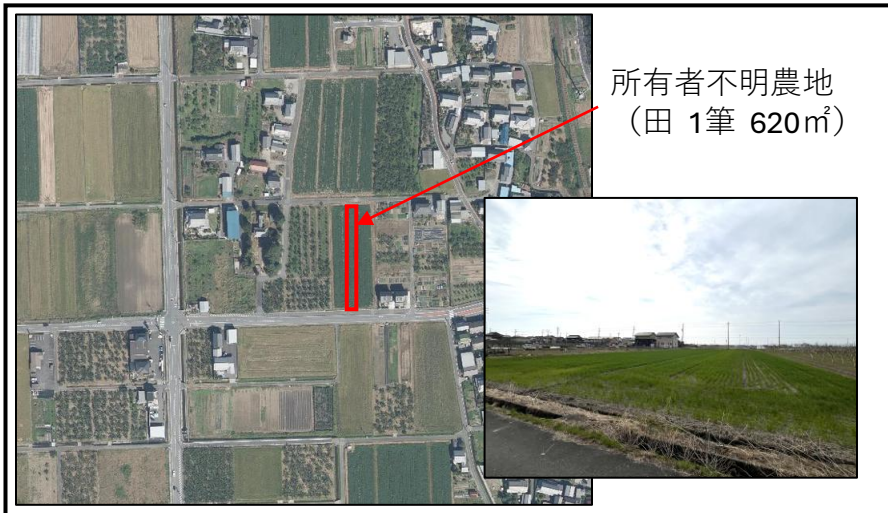


【当該地域の所有者不明農地の概要】

認定農業者等担い手による水稻・露地野菜等の作付けが行われ、多くの農地が利用されている地域内において、水田経営体より農地中間管理機構を活用した権利設定要望が寄せられた。

農業委員会にて、当該地の権利者を確認したところ、相続未登記であることが判明し、共有者が10名以上にも及ぶ土地であることが判明した。

過去、所有者不明農地制度を活用した実績のある委員会であったが、物件の登記簿が紙媒体で管理されている改製不適合物件であったことから、権利者特定と持分確認、その後の権利設定支援の要望があり、本取り組みを実施した。



【農業会議による支援の内容】

<農業委員会による取組と流れ>

令和7年10月に農業会議との初回打ち合わせを実施し、登記簿から権利者の確認作業を実施。その後、同月内に司法書士を交えた相談会を開催し、権利者が13名であり、各権利者の持分割合を特定する作業を実施した。

農業委員会では、10月～11月にかけて、判明した所有者の居住地に対して住民票の写しの公用請求を進め、相続関係図を作成。結果、7名が生存しており、その7名全員が市内在住者であることが分かった。

その後、所有者の1人が市庁舎に来庁されたため、貸付同意の取得について協力を得られることとなった。令和8年2月までに生存している者7名全員から貸付同意を得ることができた。

<農業会議による支援>

現地巡回（3回）による進捗把握、スケジュールの提示、県担当課・農地中間管理機構との連携・情報共有。

司法書士を活用した登記簿の読解支援・相談会の実施。

<取り組みによる結果>

貸付同意を得ることができた7名の持分が過半を超えていたことから、本取り組みの結果、過半同意による貸付を行うことができ、令和8年2月25日に農業委員会での意見聴取を終え、令和8年3月30日公告（予定）⇒4月1日権利開始（予定（設定期間は9年間））と、担い手の要望に応えることができた。